

入札参加者 各位

小山町企画総務部総務課長

小山町契約（入札）関連業務の各種改正について（通知）

日ごろより、町政運営にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。
このことについて、上位法等の改正に伴い、下記のとおり改正を行いますのでお知らせいたします。

記

- 1 小山町週休2日推進工事实施要領の一部改正について（資料1）
※主な改正：対象としない工事の変更ほか
【変更前】施工に必要な実日数（実日数）が30日以下
【変更後】施工に必要な実日数（実日数）が1週間程度
- 2 小山町建設工事最低制限価格制度実施要綱の一部改正（資料2）
及び小山町最低制限価格制度実施要綱の運用の制定について
※主な改正：建設工事最低制限価格の算定方法等の変更等
- 3 入札金額の内訳書の改正について（資料3）
※主な改正：内訳書へ材料費、労務費等を記載する。
- 4 建設工事に係る業務委託前払金取扱要領の制定について（資料4）
※主な内容：業務委託約款に基づき、建設工事に係る業務委託へ前払金導入
- 5 小山町地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領の制定について（資料5）
※主な内容：建設工事約款第5条に基づき、中小・中堅元請建設企業が、公共工事等の工事請負代金債権を担保に事業協同組合等又は一定の民間事業者から出来高に応じて融資を受けられる制度

上記1～5について、いずれも、令和8年4月1日に施行し、令和8年4月1以降の契約（入札）案件から適用します。

担当：総務課 財政管財・工事検査班 梶
電話：76-6132（内312）